

アフラックでは、お客様の利便性向上のため、**Web 約款**をおすすめしています



- アフラックのホームページ(<https://www.aflac.co.jp/>)上で、いつでもご覧いただける「ご契約のしおり・約款」です。
- 冊子の「ご契約のしおり・約款」のように**保管する必要がありません。**

照会・相談・苦情などのご連絡先

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情については、下記の窓口でお受けします。

アフラック
コールセンター

通話料
無料 **0120-5555-95**

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00 ※祝日・年末年始を除きます。

ご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」のご登録で、
便利なサービスをご利用いただけます

ご契約者様専用サイト

アフラック
よりそうネット

ご登録はとってもカンタン!
まずは下記より登録ページへアクセスし、
ご登録ください。

かんたんアフラック 検索

※法人契約の場合はご利用いただけません。

スマホは
こちらから

**ご登録者様限定
ご利用いただけるサービスの一例**

オンライン医療相談サービス
提供元: (株)メディカルノート

あなたの病気や身体についての疑問やお悩みに
プロの医療チームがオンラインでお応えします! **月10回まで
相談無料**

※本サービスは、診断その他の医療行為を
提供するものではありません。

《保険種類をお選びいただく際には「保険種類のご案内」をご覧ください》

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている「就労所得保障保険」です。
「保険種類のご案内」は当社の営業部・支社および募集代理店にございますので
お問い合わせください。

**ご契約後、ご家族および指定代理請求人を指定されている場合は
指定代理請求人に必ずお知らせください。**

お問い合わせ、お申込みは
〈募集代理店〉

- 本冊子に記載の保障内容などは、2022年3月22日現在のものです。
- 本冊子に記載の「当社」とは引受保険会社のことをいいます。
- 契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

〈引受保険会社〉

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
URL <https://www.aflac.co.jp/>

アフラックは代理店制度を採用しています。
募集代理店は、当社以外の保険商品を取扱っている場合があります。
詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

お申込みいただく前に

契約概要・注意喚起情報・その他重要事項

働くあなたを支える

アフラックの 休職保険

ご契約に関する大切な事項を記載したものです。
お申込み前に必ずお読みいただき大切に保管してください。

見やすいデザイン
UCDA
第三者認証

この制作物は、一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会が、第三者の公正な審査を経て、ユーザーにとって見やすく配慮されたデザインであると認証したものです。

1A2201001(1)

保存版

「本冊子」や「ご契約のしおり・約款」には、ご契約に関する重要事項を記載していますので、必ずお読みください。

本冊子

契約概要

P.01~13

01 「アフラックの休職保険」の特長	01
02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)	03
03 給付金のお支払いなど	04
04 契約者配当金・解約払戻金	10
05 保険料の払込方法	10
06 保険料払込経路(契約日など)	10
07 保険料に関する留意事項	11
08 お引受けの条件	12
09 契約の継続	13

注意喚起情報

P.14~23





01 反社会的勢力に該当する場合	14
02 告知義務	15
03 お申込みの撤回または解除	16
04 保障の開始	17
05 お支払いできない場合	18
06 給付金のご請求	19
07 ご契約の無効および失効・復活	20
08 解約と解約払戻金	21
09 新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し	21
10 ご契約内容の見直し方法	22
11 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合	23
12 相談・照会・苦情の窓口	23

その他重要事項

P.24~26

01 個人情報の取扱い (保険契約者および被保険者の皆様へ)	24
02 ダックのカウンセリングサービス	25

本冊子で使用するマークについて

	特にご確認いただきたい内容のうち、お客様にとって不利益となる事項を記載しています。		条件など補足事項を記載しています。
	「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載しています。		保険の専門用語などについて記載しています。

ご契約のしおり・約款

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項、お手続きなどをわかりやすく説明しています。

約款

「普通保険約款」「特約条項」など、ご契約についてのとりきめを詳しく説明しています。

契約概要


1 この「契約概要」には、契約内容に関する重要事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

2 支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を記載しています。
ご契約に際しては「**注意喚起情報**」のほか、支払事由や制限事項の詳細、主な保険用語の説明などについては、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

01 「アフラックの休職保険」の特長

被保険者  補足 が病気またはケガで **就労困難状態**  用語 になった場合に収入の減少をサポートする保険です。

 補足

ご加入時に **被用者保険**  用語 の被保険者である場合に限り(会社員の配偶者などの被扶養者や国民健康保険加入者はお申込みいただけません)。

次ページへ続く▶

用語

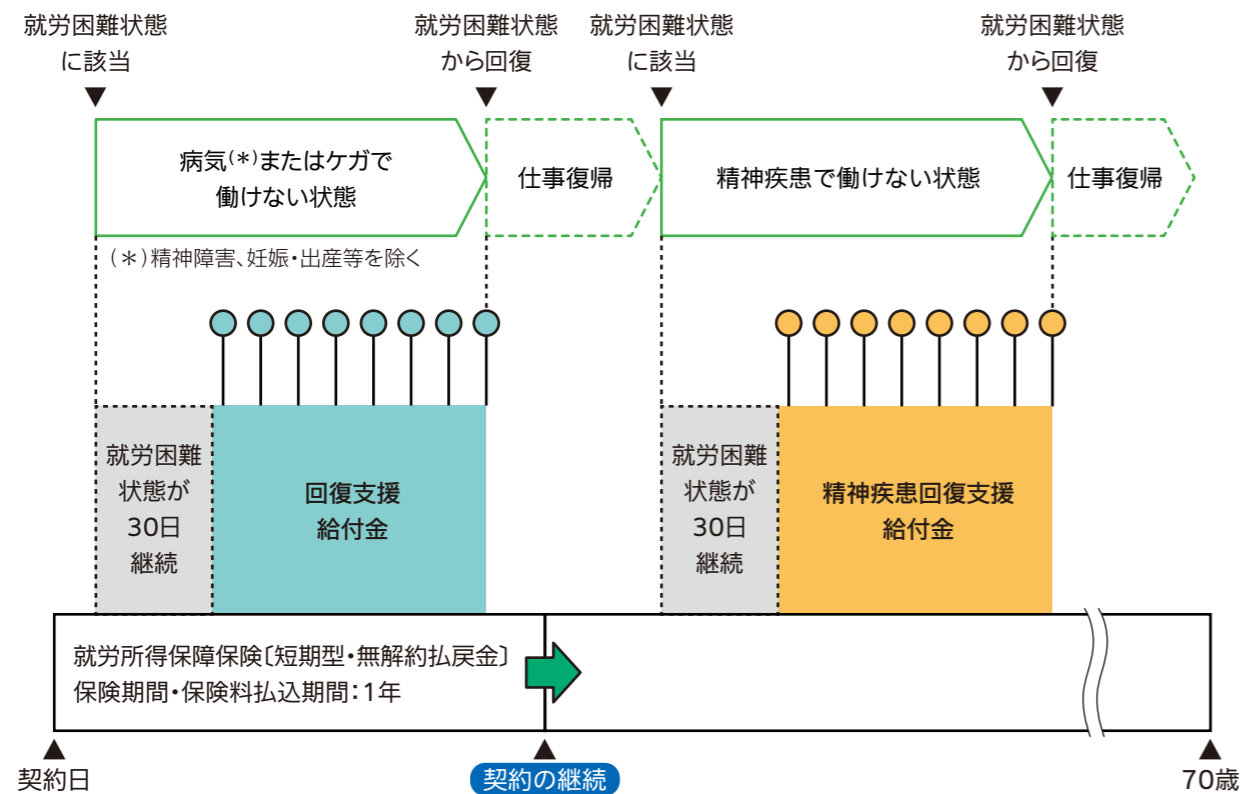
- 「就労困難状態」とは
被保険者が病気またはケガにより、治療を目的とする病院もしくは診療所への「入院」または「所定の在宅療養」をしている状態
▶お支払いの条件となる「就労困難状態」について、詳しくは **03 給付金のお支払いなど** [P.05] をご確認ください。
- 「被用者保険」とは
主に会社員などを対象とした全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)、組合管掌健康保険(健康保険組合)、各種共済組合、船員保険のこと

▶ 前ページからの続き

「アフラックの休職保険」しくみ図

病気またはケガによって就労困難状態に該当し、その状態が30日をこえて継続しているときに毎月給付金をお支払いします。

例：1型（精神疾患保障あり）の場合



⚠ 就労困難状態に該当して給付金をお支払いする場合も、引き続き保険料のお払込みが必要です。

▶▶ [契約の継続](#) について、詳しくは [09 契約の継続](#) P.13 をご確認ください。

02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)

契約内容(保険期間、保険料払込期間)は、以下のとおりです。
なお、最長70歳まで保障を継続することができます。

販売名称	正式名称	保険期間・保険料払込期間
アフラックの休職保険	就労所得保障保険[短期型・無解約払戻金]	1年

■ 「指定代理請求特約」(代理人による請求)について

被保険者が受取人となる給付金について、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます(法人契約で受取人が法人の場合を除きます)。

▶▶ 詳しくは [しおり](#) 「指定代理請求特約」について をご確認ください。

■ 「責任開始期に関する特約」について

「責任開始期に関する特約」を付加した場合、第1回保険料の払込みを責任開始の要件とせずに、当社の定める日から保障を開始します。

▶▶ 保障の開始について、詳しくは [注意喚起情報](#) P.17~18 をご確認ください。

■ 「電子証券に関する特約」について

「電子証券に関する特約」を付加した場合、ご契約をお引受けしても紙の「保険証券」は発行せず、ご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」にて、電子証券を発行し、ご契約の内容を表示します。

▶▶ 詳しくは [しおり](#) 保険証券などについて をご確認ください。

03 給付金のお支払いなど

▶▶参照 **しおり** 「アフラックの休職保険」について

支払事由などについて詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

具体的な支払額については「パンフレット」などの給付金額が記載されているページをご確認ください。

保障内容の型	給付金名称	支払事由	支払額	支払限度
1型	2型 (*1) 回復支援 給付金 (*2)	①第1回 保険期間中に、責任開始期以後の病気 またはケガを原因として、就労困難状態に 該当し、その状態が該当した日からその日 を含めて30日をこえて継続したとき ②第2回以後第12回まで 保険期間中の第2回以後第12回までの 支払基準日 用語 に直前の支払基準日 から①の就労困難状態が継続している とき	回復支援 給付金月額	・同一の就労困難状態について 12回 ・契約継続後の保険期間を含め、 通算60回まで
	精神疾患 回復支援 給付金	①第1回 保険期間中に、責任開始期以後の精神 疾患(*3)を原因として、就労困難状態に 該当し、その状態が該当した日からその日 を含めて30日をこえて継続したとき ②第2回以後第12回まで 保険期間中の第2回以後第12回までの 支払基準日に直前の支払基準日から①の 就労困難状態が継続しているとき	精神疾患 回復支援 給付金月額	・契約継続後の保険期間を含め、 通算12回まで

(*1) 2型の場合、精神疾患保障はありません。

(*2) 被保険者の精神障害や妊娠・出産等を原因として就労困難状態になった場合は、給付金をお支払いしません。

(*3) お支払いの対象となる「精神疾患」について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

用語

●「支払基準日」とは

第1回 : 支払事由に該当した日

第2回以後: 第1回の支払基準日の後の月単位の応当日

(応当日のない月については、その月の末日を応当日とします)

「就労困難状態」とは

お支払いの対象となる「就労困難状態」とは、つぎの(1)および(2)のいずれかに該当する状態をいいます。

(1) 入院	医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、約款に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること
(2) 在宅療養	つぎの①および②のいずれにも該当する状態 ① 医師による治療(*4)が継続しており、かつ日本国内にある自宅等(障害者支援施設等を含みます)で、医師の医学管理下において計画的な治療に専念している状態(*5) ② 当社所定の休職証明書(*6)の提出により、病気またはケガを原因として勤務先を休職していると認められる状態 ただし、当社所定の休職証明書の提出ができない期間は、医師により軽労働(梱包、検品等の作業)、座業(事務等)および軽い家事(*7)がいずれもできないと診断された状態 ※退職などにより当社所定の休職証明書が提出できなくなり、医師により軽労働、座業および軽い家事(*7)がいずれもできないと診断された状態に該当しない場合でも、健康保険法等に定める傷病手当金が支給されているなど、病気またはケガを原因として勤務先を休職している状態と同等の状態が継続していると当社が認める期間は、就労困難状態に該当しているものとみなして、給付金をお支払いします。

(*4) 在宅療養における「医師による治療」には、手術、放射線治療、処置、投薬、リハビリを含み、検査、経過観察、指導および医薬類似行為は含みません。また、就労困難状態となった原因の病気またはケガの改善のために行われる医療行為を指し、症状が固定し、それ以上の改善が見込めないものは該当しません。なお、治療としてのリハビリは、医師の指示による資格を持った医療従事者の観察補助のもと計画的に自宅および施設内で行われる医学的リハビリテーションをいいます。

(*5) 医師の指示に従わず、必要な治療を行わない場合は、治療に専念していることにはなりません。なお、例えば定期的に薬剤の処方を受けているものの、食事や入浴などの日常生活動作に問題がない状態(精神疾患の場合は就労に影響を及ぼさない状態)は治療に専念している状態には該当しません。

(*6) 当社所定の休職証明書は勤務先の代表者またはそれに準ずる方(人事・総務部門の担当者等)に証明いただきます。ただし、被保険者以外の方による証明であることが必要です。

(*7) 簡単な炊事や衣類程度の洗濯、皿洗いやベッド(ふとん)の支度等のことをいいます。

次ページへ続く▶

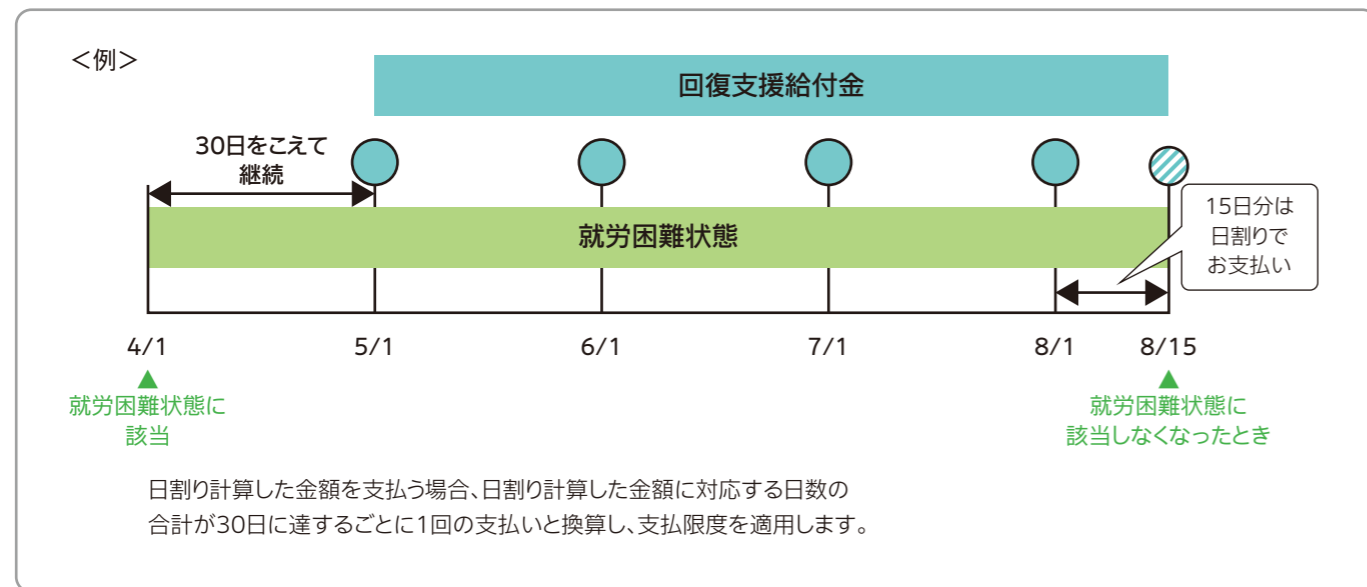
▶ 前ページからの続き

保障内容に関する注意事項 詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

● 月額(30日分)のお支払い ● 日割り計算(*)によるお支払い

● 次回の支払基準日が到来する前に就労困難状態に該当しなくなった場合

直前の支払基準日から就労困難状態に該当しなくなった日までの期間は、給付金月額を基準に日割り計算(*)した金額をお支払いします。

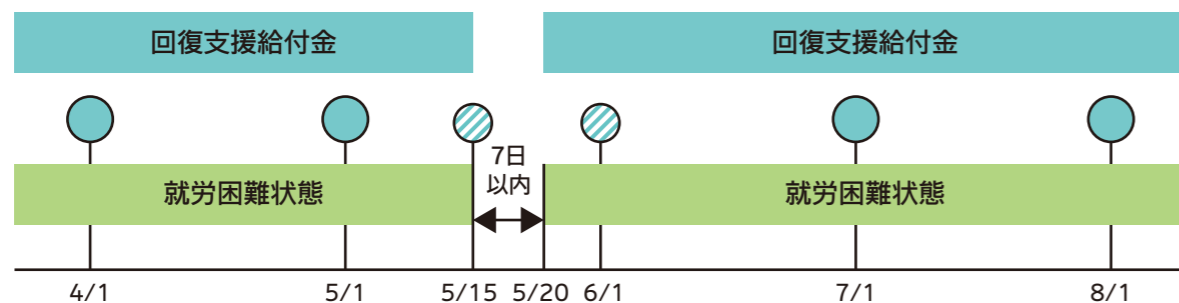


● 断続して就労困難状態に該当した場合①(継続している就労困難状態の条件)

■ 継続している就労困難状態とみなす場合

就労困難状態ではなくなった日の翌日から起算して7日以内に再び就労困難状態に該当し、かつ、その直接の原因となった病気・ケガが同一かまたは医学上重要な関係がある場合には、継続している就労困難状態とみなして、給付金をお支払いします(再び就労困難状態が30日をこえて継続する必要はありません)。この場合、就労困難状態に該当しなかった期間については、給付金はお支払いしません。また、再び就労困難状態に該当した日から最初に到来する支払基準日までの期間については、日割り計算(*)した金額をお支払いします。

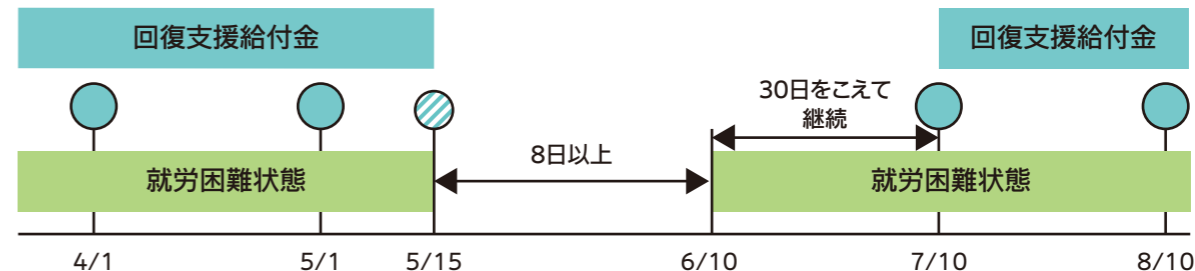
<例> 7日以内に再び就労困難状態に該当したとき



■ 継続している就労困難状態とみなさない場合

就労困難状態ではなくなった日の翌日から起算して8日以上経過後に再び就労困難状態に該当した場合、または、その直接の原因となった病気・ケガが異なるかもしくは医学上重要な関係がない場合には、再び就労困難状態が30日をこえて継続したときに給付金をお支払いします。

<例> 8日以上経過した後に再び就労困難状態に該当したとき

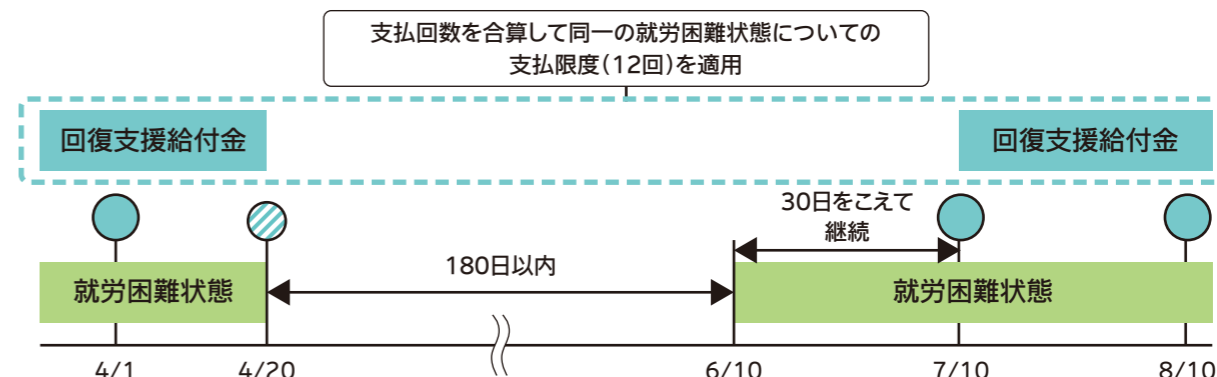


● 断続して就労困難状態に該当した場合②(支払限度の合算の条件)

■ 同一の就労困難状態として支払限度を適用する場合

就労困難状態ではなくなった日の翌日から起算して180日以内に再び就労困難状態に該当し、かつ、それぞれの就労困難状態の直接の原因となった病気・ケガが同一かまたは医学上重要な関係がある場合には、それぞれの就労困難状態による回復支援給付金の支払回数を合算して同一の就労困難状態についての支払限度(12回)を適用します。

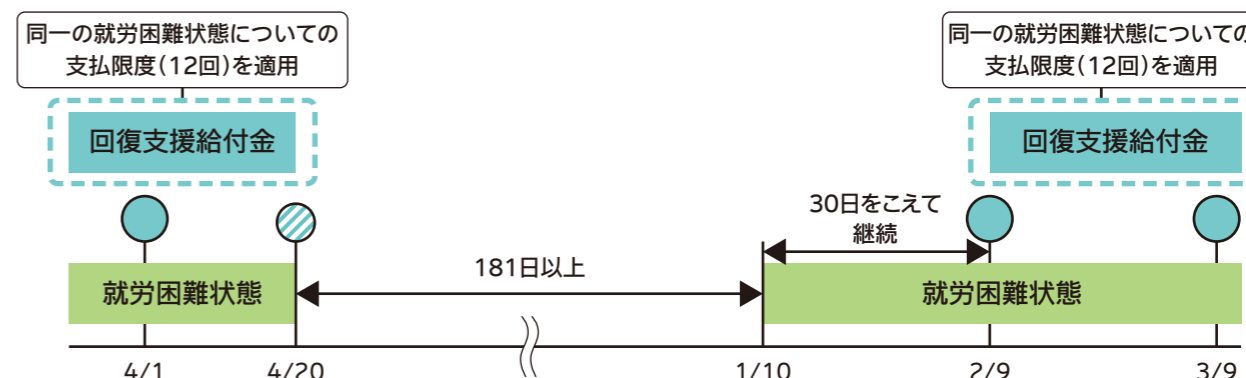
<例> 180日以内に再び就労困難状態に該当したとき



■ 同一の就労困難状態として支払限度を適用しない場合

就労困難状態ではなくなった日の翌日から起算して181日以上経過後に再び就労困難状態に該当した場合、または、それぞれの就労困難状態の直接の原因となった病気・ケガが異なるかもしくは医学上重要な関係がない場合には、それぞれの就労困難状態は別の就労困難状態となります。そのため、回復支援給付金の支払回数は合算せず、それぞれ同一の就労困難状態についての支払限度(12回)を適用します。

<例> 181日以上経過後に再び就労困難状態に該当したとき



(*) 給付金月額÷30日×日割り計算の対象となる日数 ※1か月を30日として計算します。

▶ 次ページへ続く

契約概要

注意喚起情報

その他重要事項

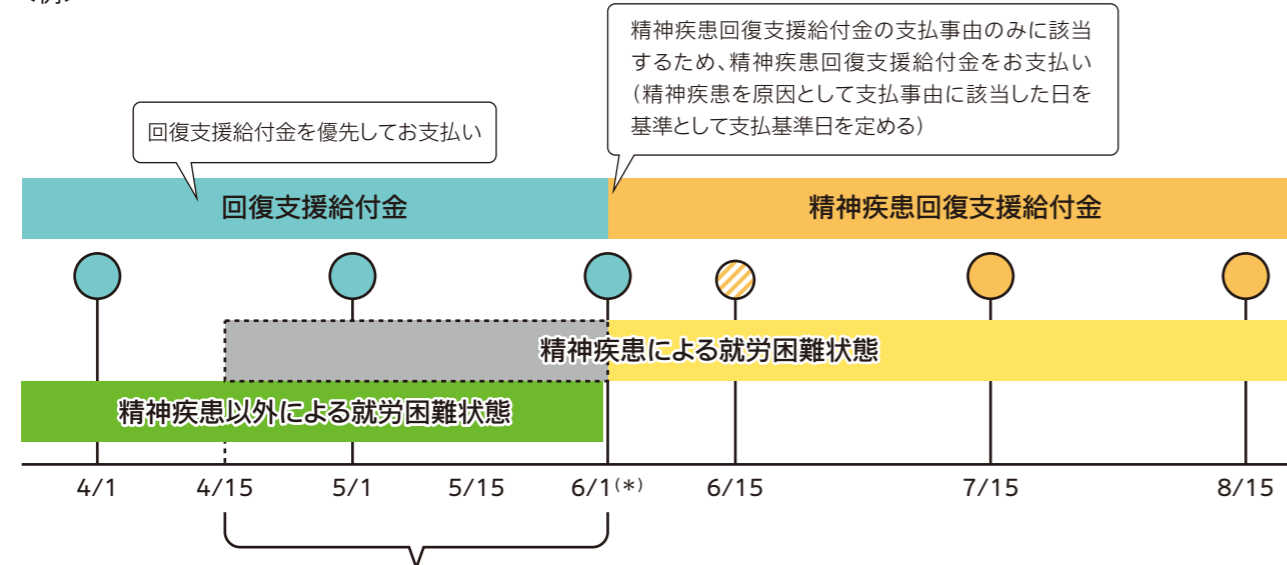
▶ 前ページからの続き

● 回復支援給付金と精神疾患回復支援給付金の支払事由に重複して該当する期間が発生する場合(1型の場合)

①回復支援給付金を優先してお支払いします。

なお、精神疾患回復支援給付金の支払事由にのみ該当している期間が発生するときは、回復支援給付金を支払った期間を除いた期間を対象として、精神疾患回復支援給付金を計算します。

<例>

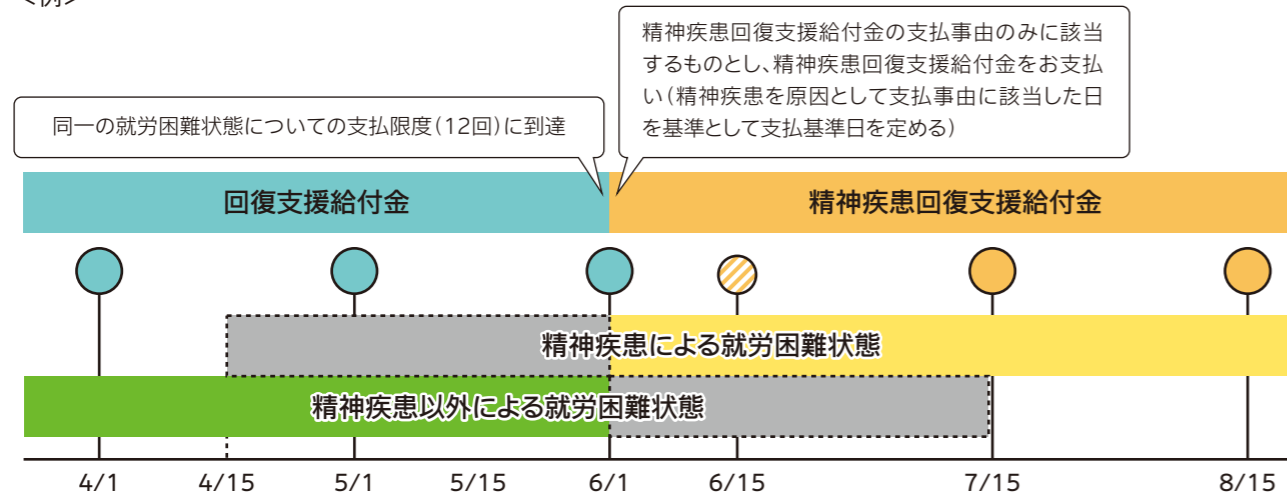


回復支援給付金と精神疾患回復支援給付金の支払事由に重複して該当

(*) 5/31に精神疾患以外による就労困難状態ではなくなったため、5/31に回復支援給付金をお支払いし、6/1から精神疾患回復支援給付金を計算します。

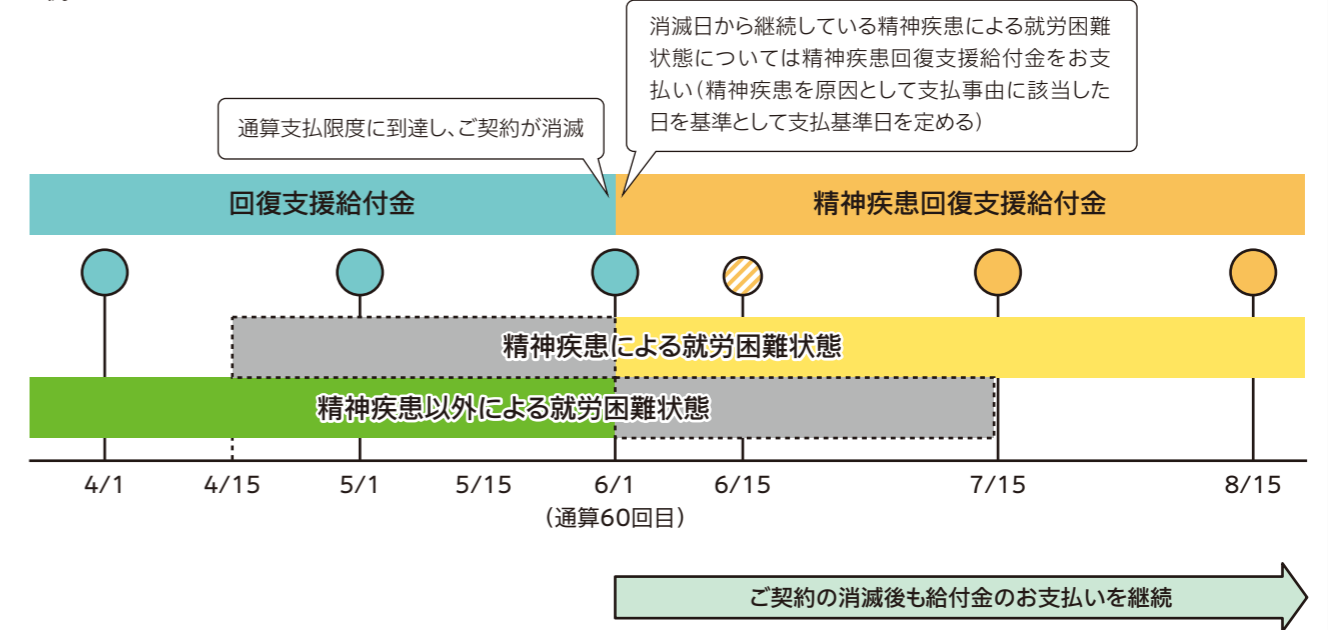
②回復支援給付金が同一の就労困難状態についての支払限度(12回)に達した後は、精神疾患回復支援給付金の支払事由にのみ該当しているものとして取扱います。

<例>



③回復支援給付金の60回の通算支払限度に達し、保険契約が消滅したときには、その消滅日を含んで継続している精神疾患を原因とする就労困難状態を保険期間中の就労困難状態とみなして、精神疾患回復支援給付金をお支払いします。

<例>



● 保険期間満了前30日以内に就労困難状態に該当した場合

被保険者の年齢が70歳に達したことにより保険期間が満了する場合で、保険期間満了前30日以内に就労困難状態に該当し、保険期間満了後にその就労困難状態が30日をこえて継続したときは、第1回の回復支援給付金または精神疾患回復支援給付金をお支払いします(この場合、第2回以後の給付金はお支払いしません)。

● 給付金の通算支払限度に到達した場合の取扱い

■ 回復支援給付金の場合

通算して60回目の回復支援給付金が支払われた場合、60回目の回復支援給付金の支払事由に該当した日にさかのぼって、保険契約は消滅します。

■ 精神疾患回復支援給付金の場合(1型の場合)

通算して12回目の精神疾患回復支援給付金が支払われた場合、12回目の精神疾患回復支援給付金の支払事由に該当した日の後に到来する継続日に、保障内容の型を2型に変更します。

04 契約者配当金・解約払戻金

「アフラックの休職保険」には、**契約者配当金、解約払戻金はありません。**

05 保険料の払込方法

- 保険料は被保険者の性別および契約日における満年齢(1年未満は切捨)によって決まります。
- 具体的な保険料についてはパンフレット「保険料表」、「ご提案書」などをご確認ください。
- ▶▶ 保険料払込期間について、詳しくは **02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)** **P.03** をご確認ください。
- ▶▶ 契約の継続について、詳しくは **09 契約の継続** **P.13** をご確認ください。

払込方法

保険料の払込方法には、「月払」「半年払」「年払」があります。
※ 保険料の **払込経路** **用語** によっては払込方法が限定される場合があります。

06 保険料払込経路(契約日など)

▶▶ 参照 **しおり** 保険料のお払込について

お申込みから保険料払込みの流れは、払込経路(「個別取扱」「団体・集団取扱」など)により異なります。

▶▶ 保障の開始について、詳しくは **注意喚起情報 P.17~18** をご確認ください。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合

この特約は団体・集団によっては取扱っていない場合があります。
詳細は、裏面に記載のアフラックコールセンターまたは募集代理店にお問い合わせください。

個別取扱(月払)

- 契約日：申込みおよび告知が**ともに完了した日(*1)の属する月の翌月1日**
(この日の満年齢で保険料が決まります)
- (*1) 申込みの完了とは、当社が申込書を受領したことをいいます。
電子申込みの場合は、「申込書の作成を完了し、申込データを保存した時」を指します。

団体・集団取扱(月払)

- 契約日：第1回保険料払込日の**属する月の1日**(この日の満年齢で保険料が決まります)
- 給与控除の場合、保険料は毎月給与よりお払込みいただきます。
- 集金代行の場合、保険料は団体(集団)の集金事務委託会社の請求に基づき、契約者の指定口座から自動振替によりお払込みいただきます。

用語

- 「**払込経路**」とは
保険料を払込む方法(経路)のことで、「個別取扱(口座振替など)」「団体・集団取扱(給与控除または集金代行)」などがある。

「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

個別取扱(月払)

- 1 第1回目の保険料から口座振替の場合
 - 契約日(*2)：申込み・告知と第1回保険料振替が**ともに完了した日**
(この日の満年齢で保険料が決まります)

(*2) 第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合、契約日は「申込み・告知およびクレジットカードの有効性の確認がともに完了した日の属する月の翌月1日」となります
(この日の満年齢で保険料が決まります)。

2 第1回目の保険料は払込み、以後の保険料は口座振替の場合

- 契約日：申込み・告知と第1回保険料払込みが**ともに完了した日の属する月の翌月1日**
(この日の満年齢で保険料が決まります)

団体・集団取扱(月払)

- 契約日：申込み・告知と第1回保険料払込みが**ともに完了した日の属する月の翌月1日**
(この日の満年齢で保険料が決まります)
- 給与控除の場合、保険料は毎月給与よりお払込みいただきます。
- 集金代行の場合、保険料は団体(集団)の集金事務委託会社の請求に基づき、契約者の指定口座から自動振替によりお払込みいただきます。

補足

団体(集団)を退職(脱退)した場合は、個別取扱に変更して契約をご継続いただけます
(保険料は個別料率に変わります)。

07 保険料に関する留意事項

- 保障内容の型が1型で、精神疾患回復支援給付金の支払限度に達した後も
次回の継続日までは1型の保険料をお払込みいただきます。

保険料払込免除

保険料払込免除の取扱いはありません。

08 お引受けの条件

- 被保険者は、**被用者保険の被保険者**である場合に限り(会社員の配偶者などの被扶養者や国民健康保険加入者はお申込みいただけません)。
 - 現在入院中の方、入院・手術をすすめられている方**はお申込みいただけません。
 - 前年(1～12月)に年収があり、その額面年収の金額が150万円未満**の方はこの保険の被保険者としてお申込みいただくことはできません。
前年の額面年収は、各種社会保険料や税金などを差引く前の金額です(家賃収入などの不労所得は含みません。不労所得とは、利子所得・配当所得・不動産所得(家賃収入など)や証券売却益などを指します)。
新入社員など、前年の年収実績が無い場合は年収見込み額とします。
 - 年収証明書類(源泉徴収票、確定申告書の控え等)**を後日提出いただく場合があります。
 - 契約者と被保険者との続柄は、**本人・配偶者または2親等内の親族**となります(法人契約は除きます)。
 - 被保険者の健康状態や仕事の内容**などによっては、お申込みをお引受けできない場合やご希望の契約内容ではお引受けできない場合があります。
 - 健康状態によって「**特定疾病・部位不担保法による特別条件特則**」(*)の条件を付けてお引受けできる場合があります。
「**特定疾病・部位不担保法による特別条件特則**」(*)の条件を付けてお引受けする場合、お客様宛てに書面または募集代理店を通じてその条件をご提示しますので、ご承諾いただければご契約は成立します。ご承諾にあたっては、所定の「**承諾書**」をご提出いただく場合があります。
- (*)「**特定疾病・部位不担保法による特別条件特則**」とは、当社が指定した特定の疾病・部位について所定の期間保障しない条件でご契約をお引受けするものです。
- お引受けにあたっては、当社所定の制限を定めています。詳しくは、裏面に記載のアフラックコールセンターまたは募集代理店にお問い合わせください。

09 契約の継続

保険期間は1年で、当社が承諾した場合に限り、保険期間満了の日の翌日に契約は継続されます。**継続しない場合は、保険期間満了日の2か月前までにご連絡ください。**なお、継続後のご契約には、継続日現在の約款が適用されます。また、給付金の通算支払限度は、継続前のご契約で支払われた給付金の支払回数を通算して判定します。

- つぎのいずれかに該当する場合、契約は継続できません。
 - ・継続後の保険期間満了日翌日の被保険者の年齢が70歳をこえるとき
 - ・継続時にこの保険契約の締結を取扱っていないとき
- つぎのような場合、ご契約後のご請求の状況などにより継続をお取扱いしないことがあります。
 - ・当社にご契約いただいている他の被保険者と比較し、保険事故の発生頻度が高い場合など、当社が契約の継続を認めなかったとき
 - ・身体の状況に照らして、就労困難状態の期間が長い場合

上記は代表的な事例です。

認められる事実関係によって取扱いに違いが生じることがあります。

補足

- ・継続後の保険料は、継続日における被保険者の満年齢、保険料率によって計算します。
- ・「アフラックの休職保険」は保障内容の型の変更はできません。ただし、精神疾患回復支援給付金が支払限度の12回に達した後に継続する場合は、2型(精神疾患保障なし)に変更します。

▶詳しくは [しおり](#) **ご契約の継続について** をご確認ください。

● 相談・照会・苦情について ●

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情については、裏面に記載のアフラックコールセンターまでご連絡ください。なお、この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

▶詳しくは [注意喚起情報 P.23](#) をご確認ください。

注意喚起情報

1 この「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みに際して**特にご注意**いただきたい事項や**不利益となる事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

2 ご契約に際しては「**契約概要**」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

反社会的勢力に該当する場合

01

反社会的勢力に該当する場合、 保険契約のお申込みはできません。

- 契約者、被保険者または給付金の受取人が、反社会的勢力^(※1)に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^(※2)を有している場合には、保険契約のお申込みはできません。
- 保険契約締結後に反社会的勢力^(※1)に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^(※2)を有していることが判明した場合には、約款に基づき保険契約が解除されます。

(※1) 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(※2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、契約者もしくは給付金の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることもいいます。

告知義務

▶▶参照 **しおり** お申込にあたって

02

正しく告知していただかないと、 ご契約を解除することがあります。

- 被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態・職業などについて、もれなく正しい内容を告知していただく義務があります(これを「告知義務」といいます)。
- ご契約に際しては、被保険者の健康状態・職業など「告知書」上で当社がおたずねすることからについて、**被保険者自身がありのままを記入(告知)してください。**
- 生命保険募集人・募集代理店には告知受領権がありませんので、**口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

補足

- ・告知の内容が不十分であった場合には、**再度告知をお願いすることがあります。**
- ・「ご契約のお申込後」または「給付金のご請求」の際に、当社の社員または当社で委託した担当者が、**お申込みの内容やご請求の内容、勤務先へ就労状況などを確認する場合があります。**

既往症や通院歴などがある場合

当社では、被保険者の健康状態などに応じて、つぎのいずれかの対応を行います。

- 申込内容のとおりにお引受け
- 「特別条件特則」を付加して条件付きでお引受け
- お申込みをお断り



「告知義務違反」がある場合、 ご契約を解除することがあります。

「告知義務違反」として保険契約を解除することがあるケース

- **故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合で、責任開始日から2年以内のとき**
- **責任開始日から2年を経過していても、給付金などの支払事由が2年以内に生じていた場合**

上記の場合、給付金の支払事由が生じていても、原則としてお支払いできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が生じていても、原則としてお払込みを免除することはできません。なお、**解除** **用語**の際に払戻金があれば契約者にお支払いします。

上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する所定の期間(2年以内)に関係なく、詐欺行為による取消しなどにより、給付金をお支払いできない場合があります。この場合、すでに払込まれた保険料は返金しません。


用語

- 「解除」とは
保険期間の途中で、当社の意思でご契約を消滅させること

03

お申込みの撤回または解除

所定の期間内であれば、お申込みの撤回または解除ができます。

- お申込者またはご契約者は、つぎのいずれかの日からその日を含めて**8日以内**(郵便の場合、**8日以内の消印有効**)であれば、ご契約のお申込みの**撤回**  またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。(クーリング・オフ制度)

①「責任開始期に関する特約」を付加した場合

ご契約の申込日または告知日のいずれか遅い日

(第1回保険料を勤務先など団体や集団を通じてお申込みいただく場合は、第1回保険料の払込日の属する月の1日)

②「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

ご契約の申込日または第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)のお払込み日のいずれか遅い日

(第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、ご契約の申込日またはクレジットカードの有効性を確認した日のいずれか遅い日)

- お申込みの撤回等をした場合には、お申込みいただいた金額をお返します。

【お申込みの撤回等の方法】

上記の期間内に当社オフィシャルホームページから撤回等のお申し出を送信していただくか、または当社宛てに郵便により文書を送付してください。

●当社オフィシャルホームページよりお申込みの撤回等をする場合

以下のURLにアクセスし、必要項目を入力のうえ、送信してください。

 <https://www.aflac.co.jp/form/mail/index.php>

スマホは
こちらから



●郵便によりお申込みの撤回等をする場合

※ハガキなどの書面に下記の<記入項目>を漏れなく記載してください。書式は自由です。

<記入項目>

- | | |
|----------------------|------------------------|
| ① 記入日 | ⑤ 契約者の住所・電話番号 |
| ② 撤回等の理由および撤回等をしたい意思 | ⑥ 被保険者名 |
| ③ 契約者の自署・フリガナ | ⑦ 保険種類(特約中途付加の場合は特約種類) |
| ④ 契約者の生年月日 | ⑧ 証券番号(不明の場合は未記入でも可) |

※契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。

<郵送先>

〒182-8008 日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号
アフラック 契約部 撤回担当行



つぎの場合には、
お申込みの撤回等ができません。

- すでに契約したご契約の内容を変更する場合

用語

- 「撤回」とは
ご契約のお申込み後に、申込者をご契約のお申込みを取下げること

04

保障の開始

申込日が保障の開始ではありません。

ご契約上の保障を開始する時期を「責任開始期(日)」といいます。

当社がご契約をお引受けした場合の「責任開始期(日)」は、つぎのとおりです。

「責任開始期(日)」以後、就労困難状態に該当してから給付金のお支払いまでに免責期間があります。

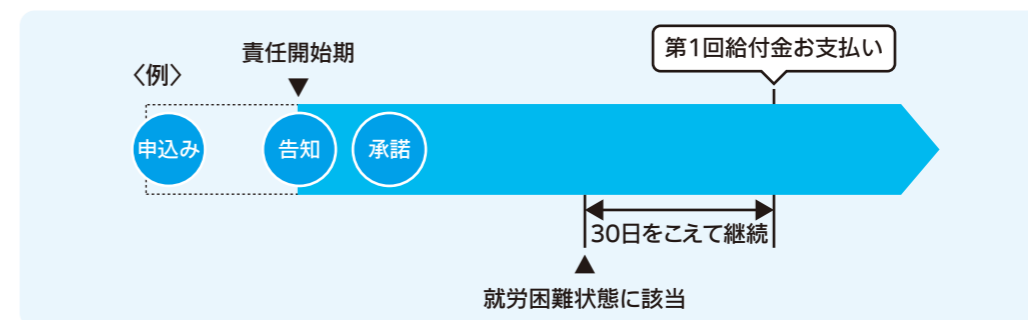
1. 「責任開始期に関する特約」を付加した場合

個別取扱

責任開始期：申込みおよび告知がともに完了した時(*)

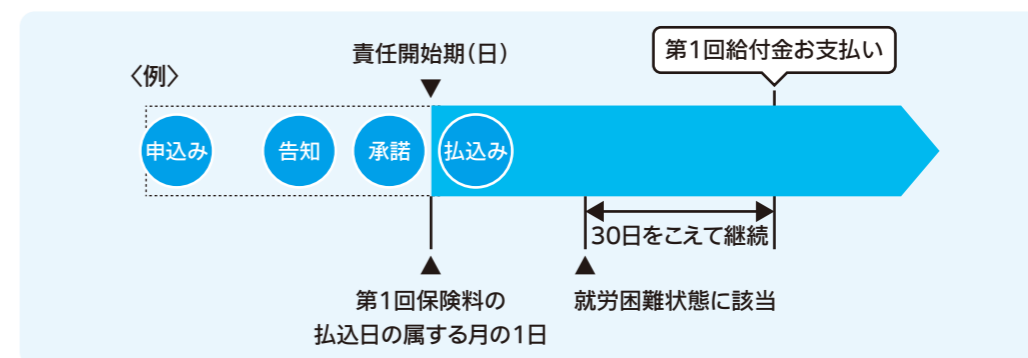
(*) 申込みの完了とは当社が申込書を受領したことをいいます。

電子申込みの場合は、「申込書の作成を完了し、申込データを保存した時」を指します。



団体・集団取扱

責任開始期(日)：第1回保険料の払込日の属する月の1日



次ページへ続く

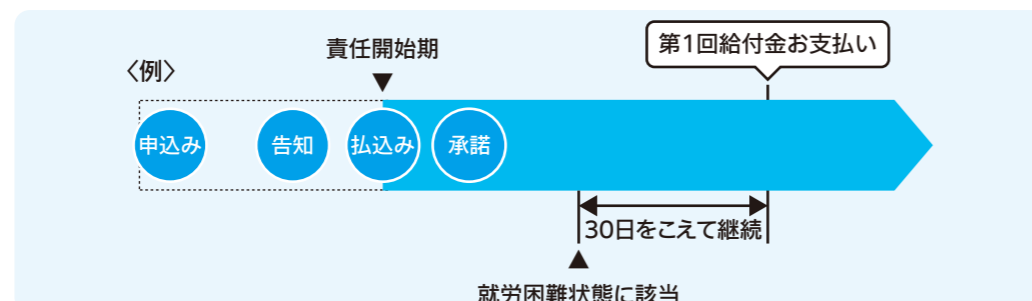
▶ 前ページからの続き

2. 「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

個別取扱、団体・集団取扱 共通

責任開始期：告知および第1回保険料の払込みがともに完了した時(*)

(*) 第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、「告知およびクレジットカードの有効性の確認がともに完了した時」となります。



➡ 補足

担当者(生命保険募集人)には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客様からのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します(担当者は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行います)。

05

お支払いできない場合

▶▶ 参照 [しおり](#) お支払いできない場合について

給付金をお支払いできないことがあります。

- 責任開始期より前に発病した病気や、責任開始期より前に発生したケガを原因として就労困難状態に該当した場合
- 働けない状態であっても、当社所定の就労困難状態に該当しないなど、支払事由に該当しない場合
- 告知内容が事実と相違し、告知義務違反によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効 [用語](#) している場合
- 保険契約に関する詐欺行為によりご契約が取消しとなった場合や、給付金の不法取得目的によりご契約が無効になった場合
- 給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または給付金の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- 免責事由に該当した場合
 <例>被保険者の精神障害・妊娠・出産等(回復支援給付金の場合)

上記以外にも、給付金をお支払いできないことがあります。

▶▶ 詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

[用語](#)

- 「失効」とは
 保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われること
 (保障がない状態となるため給付金などは支払われない)

06

給付金のご請求

▶▶ 参照 [しおり](#) ご契約後について

給付金のご請求の際は、当社または担当代理店までご連絡ください。

- 給付金は、受取人からのご請求に応じてお支払いします。給付金の支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに下記の当社窓口または担当代理店にご連絡ください。

インターネットの場合

アフラックホームページ

こちらからアクセス

キーワードで検索

アフラック 給付金 検索



原則24時間いつでも、以下のサービスをご利用いただけます。

請求書類のお取寄せ パソコン スマートフォン	請求書類を郵送にてお取寄せいただけます。
請求書類のダウンロード パソコン	パソコンサイトでは一部の請求書類をダウンロードしていただけます。
給付金デジタル請求サービス パソコン スマートフォン	インターネット上で給付金請求手続きを完結できるサービスです。 ※ご利用には所定の条件がございます。

お電話の場合

アフラック 保険金コンタクトセンター

0120-555-877 [通話料無料](#)

<オペレーターによる受付>

受付時間：月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

9:00～17:00

<24時間自動音声応答サービス 給付金のご請求手続き>

年中無休(24時間受付)

- 支払事由が生じた場合、契約内容によっては、複数の支払事由に該当することがあります。ご不明な点がある場合は上記の当社窓口または担当代理店にご連絡ください。
- 支払事由については [契約概要 P.04～09](#) のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 被保険者が受取人となる給付金について、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます(法人契約で受取人が法人の場合を除きます)。
 ▶▶ 詳しくは [しおり](#) 「指定代理請求特約」についてをご確認ください。

➡ 補足

契約者の住所などを変更された場合は、必ずご連絡ください。お手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができない場合があります。

契約概要

注意喚起情報

その他重要事項

07

ご契約の無効および失効・復活

▶▶参照 [しおり](#) 保険料のお払込について

保険料のお払込みがない場合、ご契約が無効または失効することがあります。

ご契約の無効および失効

保険料のお払込みには一定の猶予期間があります。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料について

- 第1回保険料が猶予期間内に払込まれない場合、**ご契約は無効となります。**
- 第1回保険料のお払込みがなかったためご契約が無効となった場合、同一の被保険者について今後新たにご契約される際、「責任開始期に関する特約」を付加いただけなくなる可能性があります(第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です)。

第2回以後の保険料について

- 第2回以後の保険料が猶予期間内に払込まれない場合、**ご契約は失効します。**
- ▶▶詳しくは [しおり](#) 保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効 をご確認ください。

ご契約の復活

失効したご契約でも、失効した日から3か月以内であれば、ご契約の復活を請求できます。ただし、保険期間が満了した場合にはご契約の復活はできません。なお、年払の場合はご契約の復活の取扱いはありません。

- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払込みがなかったためにご契約が無効となったときは、ご契約の復活の取扱いはありません。
- ▶▶詳しくは [しおり](#) ご契約の復活 をご確認ください。

08

解約と解約払戻金

解約払戻金の有無は保険種類などによって異なります。

解約すると多くの場合、解約払戻金はまったくないか、あっても払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。

保険種類などによって解約払戻金があるタイプや、ないタイプ、削減タイプがあります。

09

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し

乗換えや見直しは、契約者にとって不利益となることがあります。

「新たな保険契約への乗換え」により不利益となること

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合は、一般的につきの点について、ご契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。

- 多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特に、ご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間のご契約の継続を条件に発生する**配当の請求権などを失う場合があります。**
- 新たな保険契約の責任開始日を起算日として、「**告知義務違反**」による**解除の規定が適用されます**。また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての**詐欺行為などが適用の対象となります**。

▶▶詳しくは [02 告知義務](#) (P.15) をご確認ください。

※契約内容の見直し方法には、条件付解約、追加契約などがあります。利用する方法によって**取扱条件が異なり、ご利用いただけない場合があります。**



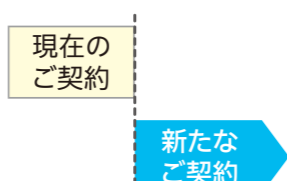
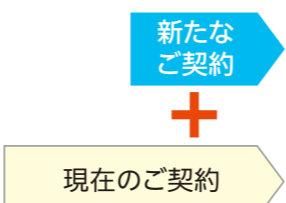
健康状態などによってはお引受けできません。

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直しをされる場合、改めて告知が必要になります。健康状態などによってはお引受けできない場合があります。

10

ご契約内容の見直し方法

ご契約内容を見直す場合、
以下の見直し方法があります。

	条件付解約(*1)	追加契約
特徴	現在のご契約を解約し、新しいご契約に加入することで、保障内容などを充実させることができます。	現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。
しくみ	保険期間を途切れさせることなく、現在のご契約を解約し、新たにご契約にご加入いただく方法です。 ご契約は1件になります。 	現在のご契約に追加して、別の新しいご契約にご加入いただく方法です。 ご契約は2件になります。 
現在のご契約	消滅します(*2)	継続します
保険料	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により計算します。 ※ 予定利率が現在のご契約より引下げられ、保険料が上げられることがあります。	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお払込みいただきます。

(*1) 「病気やケガで働けなくなったときの 給与サポート保険」を解約し、「アフラックの休職保険」を新たにご契約いただく場合のみ取扱います。

(*2) 新たにご契約の責任開始日の前日に解約となります。

- いずれの方法をご利用いただく場合も改めて告知が必要になるため、被保険者の**健康状態**などによっては、**ご利用できない場合があります。**

11

保険会社の業務または財産の状況が変化した場合 ▶▶参照   その他生命保険に関するお知らせ

当社は「生命保険契約者保護機構」の
会員会社です。

- 保険会社の業務または財産状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。
- 会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、契約時の給付金額などが削減されることがあります。

▶▶詳しくは  「生命保険契約者保護機構」について をご確認ください。

生命保険契約者保護機構

 **03-3286-2820** 受付時間 [月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00
※ 祝日・年末年始を除きます。
ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

12

相談・照会・苦情の窓口

お客様の相談・照会・苦情を
お受けします。

- 保険に関する相談・照会・苦情などがある場合は、下記の当社コールセンターまたは本冊子裏面の募集代理店にご連絡ください。

アフラックコールセンター

通話料 無料 **0120-5555-95** 受付時間 [月曜日～金曜日] 9:00～18:00
[土曜日] 9:00～17:00
※ 祝日・年末年始を除きます。

- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客様の相談をお受けしています。
- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決が見つからない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。
- この商品にかかる指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。

一般社団法人 生命保険協会

ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>

その他重要事項

1 この「その他重要事項」には、ご契約のお申込みに際して「契約概要」「注意喚起情報」とあわせて**ご確認いただきたい補足的情報**をまとめています。

2 ご契約に際しては「契約概要」「注意喚起情報」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

01 個人情報の取扱い(保険契約者および被保険者の皆様へ)

プライバシーポリシー

当社は「個人情報の取り扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、当社ホームページにてご確認ください。

02 ダックのカウンセリングサービス

「ダックのカウンセリングサービス」は、「アフラックの休職保険」をご契約の方がご利用いただける付帯サービスです。このサービスは各サービス会社が提供するもので、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。



主なサービス内容

■メンタルヘルスに関するご相談【提供:(株)法研】(相談料・通話料 無料)

- メンタルヘルス電話相談サービス
こころの悩みや不安に対するご相談に「臨床心理士」の資格を持つカウンセラーがお電話でお応えします。
 - メンタルヘルス面談サービス
カウンセリングルーム(全国176か所^(*))にて、「臨床心理士」の資格を持つカウンセラーによる面談をご利用いただけます。
- (*) 2021年12月3日現在

■傷病手当金や障害年金に関するご相談【提供:(株)法研】

- (相談料・通話料 無料。申請代行などにかかる費用はご利用者様負担)
- 傷病手当金電話相談サービス
 - 障害年金電話相談サービス
 - 社会保険労務士紹介サービス
(紹介料は無料。「社会保険労務士」との相談・申請代行などにかかる費用はご利用者様負担)
 - 就労復帰に関する窓口のご案内
 - 障害年金に関するガイドブックのご提供

■病気やケガの治療に関するご相談

- セカンドオピニオンサービス(ベストドクターズ[®]・サービス)【提供:(株)法研】
(医師の紹介にかかる費用およびセカンドオピニオン受診費用は無料。検査や治療などにかかる費用はご利用者様負担)
- 治療を目的とした専門医紹介サービス(ベストドクターズ・サービス)【提供:(株)法研】
(医師の紹介にかかる費用は無料。検査や治療などにかかる費用はご利用者様負担)
- 24時間健康電話相談サービス【提供:(株)ウェルネス医療情報センター】
(相談料・通話料 無料)

Best Doctors[®]およびベストドクターズは、Best Doctors, Inc.の商標です。

サービスに関する注意事項

■ダックのカウンセリングサービス全般に関する注意事項

- 本サービスを利用できる方は、原則として、「アフラックの休職保険」の被保険者様に限り(24時間健康電話相談サービスについては、ご契約者様とご家族がご利用いただけます)。
- 対象のご契約が有効である場合にご利用いただけます。ご契約が終了している場合、または失効中の場合はご利用いただけません。
- これらのサービスは2022年3月22日現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。
サービス利用者による本サービス(24時間健康電話相談サービスを除く)のご利用は、「アフラックの休職保険」の契約者と(株)法研との間の利用規約にもとづきます。
詳細は <https://www.duckcounseling.jp/> をご確認ください。

▶ 前ページからの続き

■メンタルヘルス電話相談サービスに関する注意事項

- 1回のご利用時間は20分までとなります。

■メンタルヘルス面談サービスに関する注意事項

- 1年間^(*)に5回まで無料です。6回目以降は有料となります。
- 1回のご利用時間は50分までとなります。

(*)4月1日～翌年3月31日までの期間を1年間とします。

■社会保険労務士紹介サービスに関する注意事項

- 「社会保険労務士」との相談・申請代行などにかかる費用はご利用者様の自己負担となります。
- ご紹介する社会保険労務士は、ご利用者様のお住まいの地域から遠方となる場合があります。

■セカンドオピニオンサービス/治療を目的とした専門医紹介サービスに関する注意事項

- 医師の紹介料およびセカンドオピニオンの受診費用(相談料、診断料)以外は自己負担となります。
※紹介状作成費用・交通費や宿泊費、検査や治療にかかる費用などは自己負担となります。
- すべての病気・ケガを対象とするものではありません。例えば①美容外科、心療内科、精神科、歯科および口腔外科に関するご相談やご依頼、②日常的にみられる傷病などの治療であって専門性を必要としないものに関するご相談やご依頼は受けられません。

